

研究所 月報 2020.7

雇用保険法改正

失業給付の受給要件緩和

■「被保険者期間」の算定方法が変わります

失業等給付の支給を受けるためには、離職をした日以前の2年間に、「被保険者期間」が通算して12か月以上(特定受給資格者または特定理由離職者は、離職の日以前の1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上)あることが必要です。

この被保険者期間の算定方法が、令和2年8月1日以降は以下のように変わります。

[改正前]

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月を1か月と計算。

[改正後]

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月、または、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月を1か月として計算。

[改正の背景]

雇用保険被保険者となる「週の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、雇用見込期間が31日以上である」という要件を満たしながらも、賃金支払の基礎となった日数が11日に満たないことにより、被保険者期間に算入されない期間があるため、日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定する必要がある。

■「給付制限期間」が2か月に短縮されます

現在、雇用保険の基本手当は、自己都合での退職の場合には原則として3か月間の給付制限期間が設けられています。

令和2年10月1日以降に退職した場合、自己都合退職の場合であっても、5年間のうち2回まではこの給付制限期間が「2か月」となります。

※令和2年9月30日までに正当な理由がない自己都合により退職された方は、給付制限期間が3か月となります

※自己の責めに帰すべき重大な理由で退職された方の給付制限期間はこれまでどおり3か月となります



年金制度改正法が成立 ―被用者保険の適用拡大など―

5月29日の通常国会において、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（年金制度改正法）が成立しました。

改正法の主な内容は下記のとおりで、施行期日は原則令和4年4月1日です。

- (1) 被用者保険の適用拡大
- (2) 在職中の年金受給の在り方の見直し
- (3) 受給開始時期の選択肢の拡大
- (4) 確定拠出年金の加入可能要件の見直し など

■被用者保険の適用拡大

短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件が段階的に引下げられます。(現行 500 人超→100 人超→50 人超)

また、5人以上の個人事業所に係る適用業種に、「弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業」が追加されます。

■在職中の年金受給の在り方の見直し

高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額が毎年定時に改定されることとなります。

また、60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を上げます。(28万円→47万円)

■受給開始時期の選択肢の拡大・確定拠出年金の加入可能要件の見直し

現在60歳～70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢が、60歳～75歳に拡大されます。

確定拠出年金については、加入可能年齢が上げられるとともに、受給開始時期等の選択肢が拡大されます。

また、中小企業向け制度の対象範囲の拡大（100人以下→300人以下）、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善が予定されています。

ひらたコラム

10年にわたり練習のときに愛用してきた5本指の靴下が、さすがに擦り切れてきて困っていたのですが、似たものが見つかりました。しかも12色から選び放題。さっそくいつもの2色をチョイス。

しかし、それだけではありません。

私が色違いを2つ買ったときによくやる、左右を違えて2セット作るという方法。今回もこんなカラフルな靴下が出来上がりました。

足元が華やかになって満足しているのですが、これをやると右足用と右足用を持ってきてしまう可能性があるという罠…。

それでもやりたい、カラーミックス。



発行/2020年6月30日 第98号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL http://tairaken95.com

